

<参考>

全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの概要

項目		全体スライド (第1項～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12か月を超える工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事	すべての工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事
条項の主旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する工事	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払を行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	残工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払を行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能